

横植協会 01-22号

令和2年3月6日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ第22号を送信します。

【NACCS を通じた植物検査申請時の一部チェック機能の追加について】

植物検査関連業務において、NACCS を通じて申請者が輸入植物検査申請を行う際に国と植物の組み合わせにより、①輸入禁止対象品目であるとか、②条件付き輸入品目で2国間合意に基づく措置を実施し、植物検査証明書への所定の追記が必要な品目、③輸出国で栽培地検査を実施し、植物検査証明書への所定の追記が必要な品目、④輸出国で特別な措置を実施し、植物検査証明書への所定の追記が必要な品目、⑤輸入後に一定期間隔離検査が必要な品目であるとかが申請を行っている端末の画面及び出力される帳票に表示される機能が、令和2年3月25日より運用開始される旨、横浜植物防疫所から連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本機能は運用開始から3カ月程度は試行期間として運用されるとのことです。表示内容についてご不明な点がある場合には、最寄りの横浜植物防疫所までご連絡頂きたいをお願いします。また、本件に関しましては以下のNACCS 掲示板にも掲載されています。

NACCS 掲示板：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/>

以上